

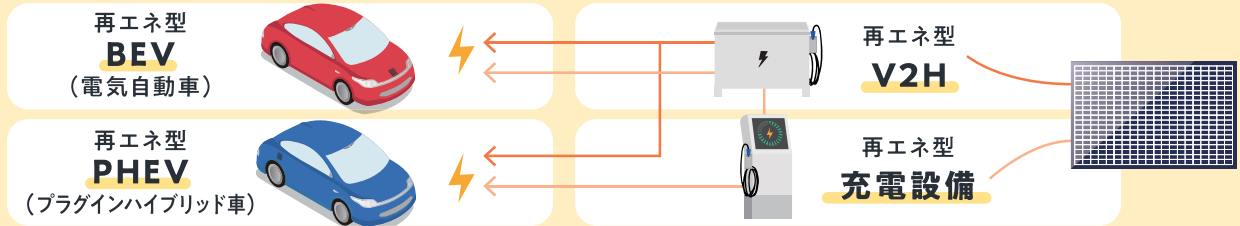
再エネ由来の電気で給電できる次世代自動車 及び  
V2H・充電設備の導入を検討されている企業様へ

事業者向け

# とよた・ゼロカーボンドライブ 補助金



## 対象となる機器



## 補助金額

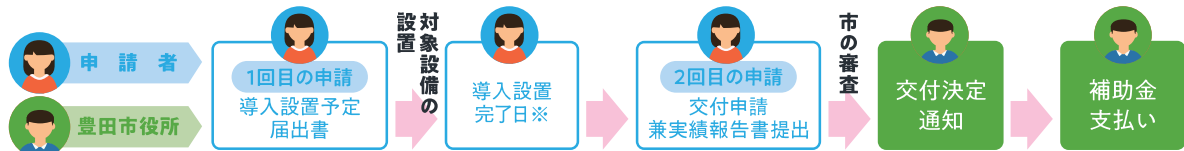
種別	再エネ型 BEV	再エネ型 PHEV	再エネ型 V2H	再エネ型 充電設備
補助率	車両ごとに設定※1	車両ごとに設定※1	1/2+10万円	1/2
上限額	150万円	105万円	85万円	30万円
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>再エネ電気で給電でき、1年間の再エネ発電量で車両の走行による年間消費電力量を賄うことができること</li> <li>自家用車両であること</li> <li>国CEV補助金及び市EF補助金の補助対象自動車であること</li> <li>補助金を受けようとする年度の4月1日以降に新車登録された車であること</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>外部給電機能付次世代自動車(BEV、PHEV、FCEV)を所有していること</li> <li>再エネ電源に接続すること</li> <li>賃貸借でないもの</li> <li>経産省補助金の補助対象機器であること</li> </ul>	

※1 車両ごとの補助額は市HPの「補助対象車一覧」を参照。本補助金の車両ごとの補助額は、豊田市が実施する事業者向け外部給電機能付次世代自動車普及促進事業補助金の補助額と国補助金の補助額の合計になります。  
 ※本補助金と国補助金は併用不可です。(クリーンエネルギー自動車導入促進補助金&クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金)  
 ※本補助金と豊田市が実施する事業者向け外部給電機能付次世代自動車普及促進事業補助金は併用不可です。

## 補助対象者 注意:各補助金の申請は1事業者につき同一年度内1台までです!

- ✓ 要綱で定める耐用年数を経過するまでの間、Jクレジット制度への登録をしない。
- ✓ 豊田市内に本社、支社、支所、営業所などを置く事業者で、補助金の申請日以前から事業の活動実績がある
- ✓ 豊田市税を滞納していない

## 申請の流れ【注意】設備設置の前と後で2回手続きが必要です。



※導入設置完了日とは BEV・PHEVの場合 …… 新車登録日又は補助対象経費の支払完了日のいずれか遅い日  
 V2H・充電設備の場合 …… 保証開始日又は補助対象経費の支払完了日のいずれか遅い日

1回目の申請 導入設置予定届出書提出期限

対象設備の導入設置完了日以前に提出

2回目の申請 交付申請兼実績報告書提出期限

対象設備の導入設置完了日から2か月以内。  
 ただし、令和9年2月15日(月)より後には提出できません。

申請受付期間 令和8年4月1日(水)～令和9年2月15日(月)※ただし予算額に達した時点で受付を終了いたします。

申請にあたっては、補助金交付要綱、申請ガイド等を必ずご確認ください。詳細は

【注意】補助金の一部に地域脱炭素推進交付金(環境省)を活用しますので、国の補助制度の適用を受ける施設は対象外となります。こちら▶

